

別記

要求書

- 一、解雇ヲ即時取消サレ度シ
 - 二、賃銀値下絶對及對
 - 三、待遇改善
 - 四、半年二回昇給スル事、最低五錢以上
 - 五、退職手当壹年未滿一月分増ス毎ニ三日分
 - 六、解雇手当壹年半分
 - 七、争議ニ付テハ職性者ヲ出サハル事
- 右要求ス

昭和五年五月十九日

日本労働組合同盟
関東合同労働組合

代表者
戸田勝新

大日本アスルト工業所 御中